

## 埼玉県公共事業の施行に伴う移転資金融資制度要綱

( 目的 )

**第 1 条** この要綱は、埼玉県の公共事業の施行に伴い、住宅の移転を余儀なくされた被補償者の生活再建に寄与すると共に公共事業の円滑な促進を図ることを目的として、その移転資金を融資する場合の必要事項を定める。

( 定義 )

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共事業」とは、道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業等の県土整備部所管の公共事業をいう。
- 二 「住宅」とは、建物の延べ床面積の 2 分の 1 以上を自己の居住の用に供している住宅をいう。
- 三 「移転」とは、建物の購入、新築、曳家若しくは改造又はこれに伴う土地等の購入、代替不動産を取得することをいう。
- 四 「取扱金融機関」とは、銀行その他の金融機関のうち、知事と融資に関する協定を締結した金融機関をいう。

( 融資の対象者 )

**第 3 条** 融資を受けることができる者は、住宅について移転補償契約（以下「補償契約」という。）をした者（特別な事由がある場合は、その者の同居の親族を含む。）で、かつ住宅の移転に要する費用（以下「移転費用」という。）について、補償契約金額では不足を生ずる者とする。

( 融資の要件 )

**第 4 条** 融資の要件は、次の各号のとおりとする。

- 一 融資の額は、住宅の移転費用の総額と補償契約金額との差額の範囲内で、3,000 万円を限度とする。
- 二 融資利率は、融資を行った日から 10 年間は取扱金融機関の住宅ローン利率から利子補給利率を減じた利率とし、それ以降は取扱金融機関の定めるものとする。
- 三 前各号のほか融資の要件又は条件は、取扱金融機関が定めることができるものとする。

( 融資の申込み及び決定 )

**第 5 条** 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補償契約締結後 6 ヶ月以内に、移転資金融資申込書（様式第 1 号（その 2）以下「申込書」という。）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出する。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、その内容を審査した上、適当と認めるものについては、申込書を取扱金融機関に送付し、不適当と認められるものについては、申込者に対し移転資金融資不適格通知書（様式第 2 号（その 2））により通知するものとする。

( 融資の決定 )

**第 6 条** 取扱金融機関は、知事から申込書の送付を受けたときは、その適格性を審査し、融資の適格、不適格を決定し、その結果を知事に対し移転資金適格・不適格通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の結果を申込者に対し移転資金融資適格通知書（様式第4号（その2））又は移転資金融資不適格通知書（様式第4号（その3））により通知するものとする。

3 取扱金融機関は、融資を実行したときは、知事に対し融資実行通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（利子補給等）

**第7条** 知事は、融資を実行した取扱金融機関に対し毎年度予算の範囲内において、融資に係る利子の一部を補給する。

2 利子補給率は、0.5%とする。

3 利子補給期間は、融資が実行された日から10年間とする。

4 利子補給の方法については、別に定める。

（利子補給の打ち切り）

**第8条** 知事は、融資を受けた者が当該融資金を他の用途に使用したときは、償還期間前であっても、取扱金融機関と協議の上、この要綱に基づいて実行した融資の残額及び金融機関への利子補給金相当額を当該申込者から返還させるよう取扱金融機関に求めることができる。

（報告又は調査）

**第9条** 知事は、必要があると認めた場合には取扱金融機関から報告を求め又は調査をすることができるものとする。

（運用）

**第10条** この要綱の運用については、別に定める。

（その他）

**第11条** この要綱の定めるもののほか、必要な事項については、知事と取扱金融機関が協議して定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

2 平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に補償契約を締結した者については、第5条の規定に関わらず平成16年3月31日まで申込をできるものとする。

3 公共事業移転資金融資制度要綱（昭和55年4月1日制定）は廃止する。

4 この要綱の適用の日以前に、公共事業移転資金融資制度要綱の規定により融資されたものについては、なお従前の例による。